



令和7年度
多面的機能支払交付金
事務研修会
— 活動組織の広域化 —

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

I 広域活動組織とは

1 制度上の目的・要件等

広域活動組織とは、旧市区町村区域等の広域エリアにおいて複数の集落又は活動組織（以下「集落等」という。）及びその他関係者の合意により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的として設立される組織です。

（１）規模・構成

1）規模

事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有する場合が対象※となります。

※中山間地域等は50ha以上（北海道にあっては1,500ha以上）又は3集落以上。

2）構成員

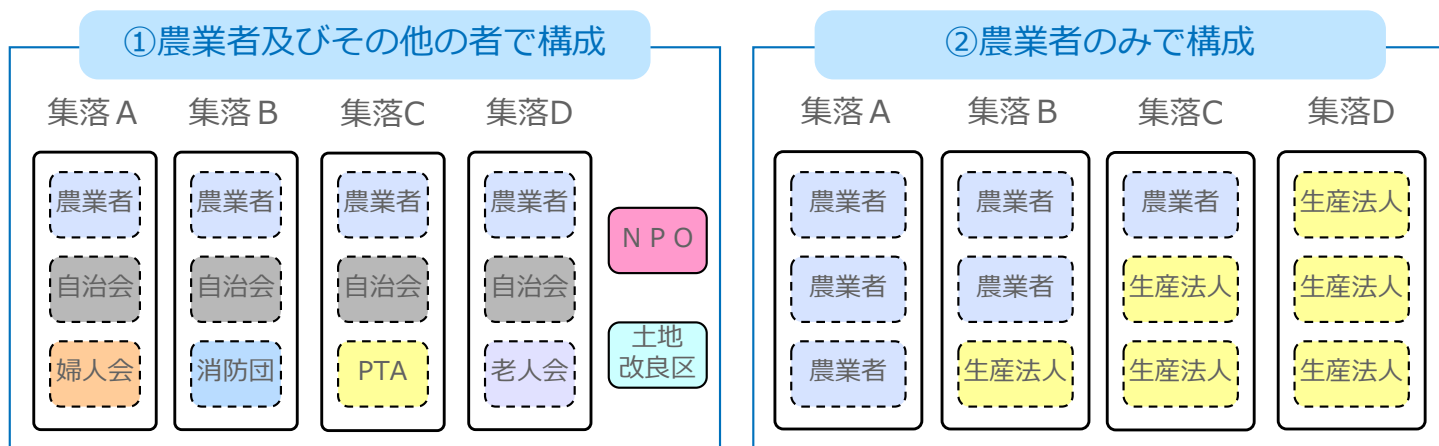
広域協定※に参加する以下の者により構成されます。

- ① 集落等又はその構成員に加え、NPO、地域の関係団体等の地域の実情に応じた者
→農業者に加え、農業者以外の地域住民や団体を含む
- ② 集落等の構成員である農業者のほか、農業者団体等の地域の実情に応じた者
→農業者のみで構成

※ 広域協定とは、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結する協定のことです。



✓ 資源向上支払交付金（共同）の交付を受けるには、①の構成である必要があります。

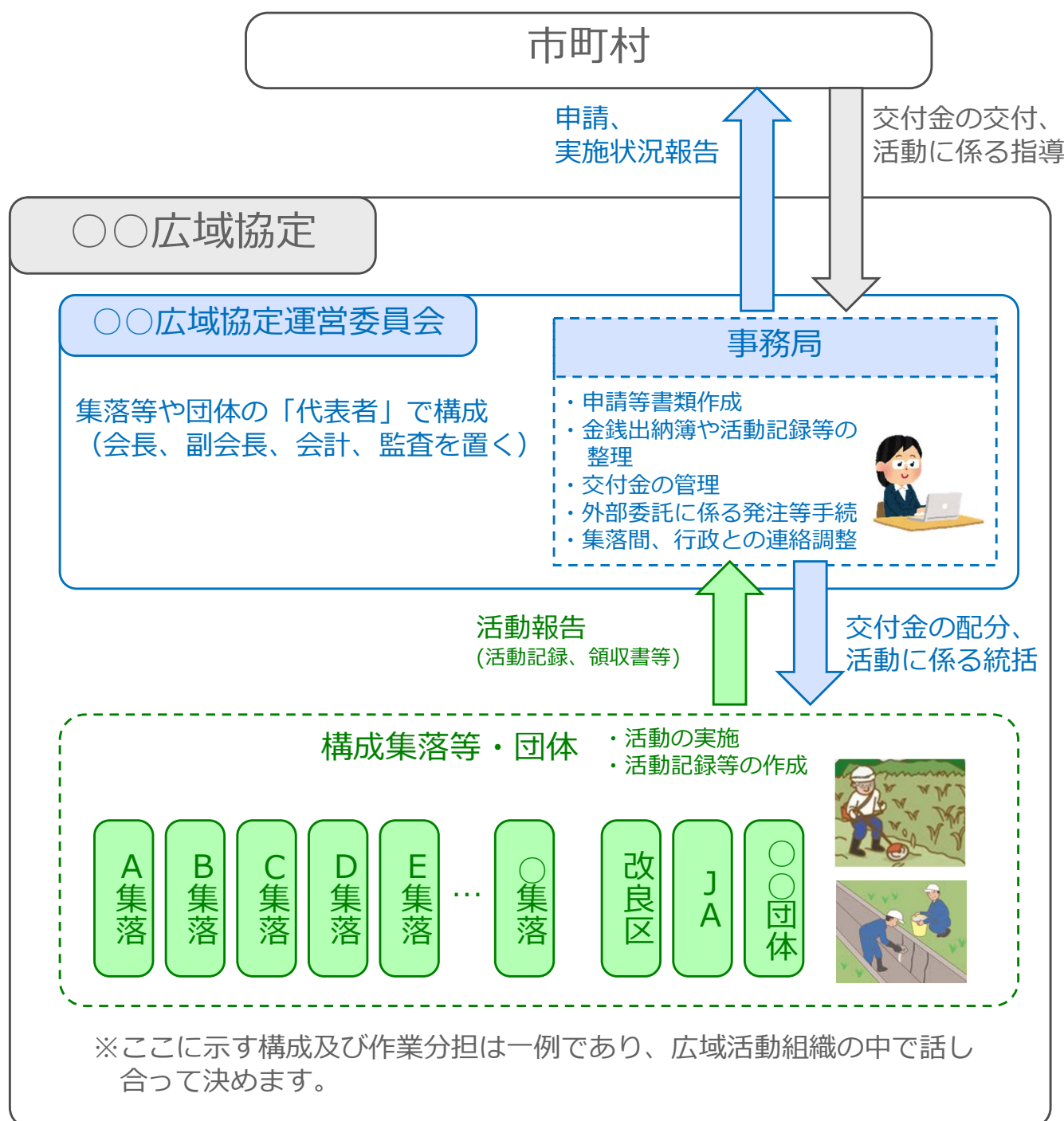


■ 広域活動組織の構成（例）

3) 運営体制

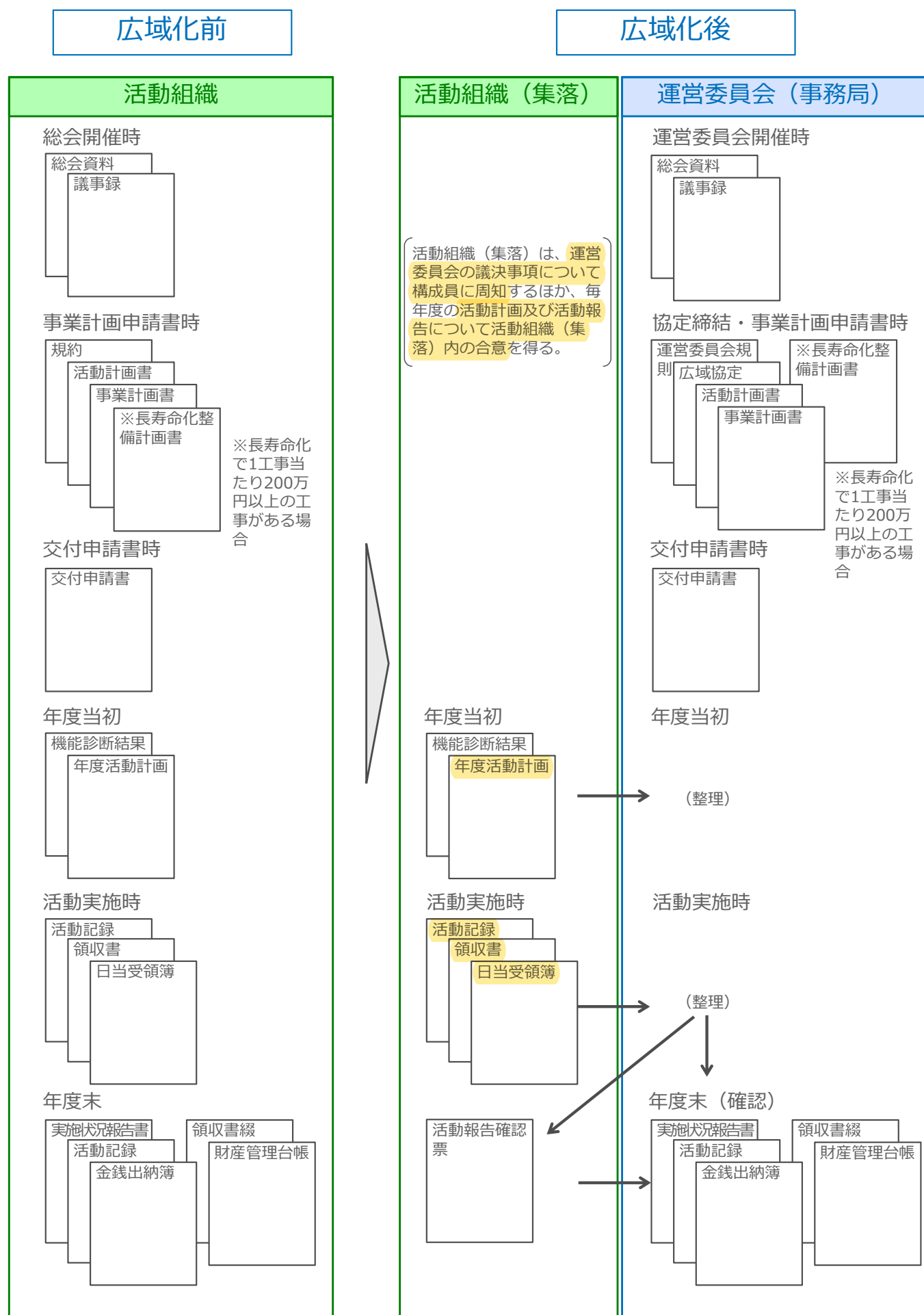
集落等及びその他の団体の代表者等で構成される広域協定運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置し、活動計画の内容や活動報告、収支予算又は決算に関する事項等を決定します。

各集落等又は団体は、年度の活動計画を立て運営委員会に提出し、この計画に基づき活動を実施するとともに実施状況を報告します。



■ 広域活動組織の運営体制（例）

3) 広域化による事務作業及び作成書類の合理化（イメージ）



※上図は一般的な流れを示したものであり、活動組織（集落）と事務局の役割分担等によって内容は変わる場合があります。

Ⅱ 広域化の必要性とメリット・デメリット

1 広域化の必要性

集落単位等の比較的小さなまとまりで活動組織を設立した場合、高齢化や農業者の減少が進行すると、共同活動の人手が不足するなどの問題が生じることがあります。また、集落の課題解決や活性化につながる何か新しい取組を始めようとしても、ノウハウを持つ人が身近にいないければ、なかなか実現には至りません。

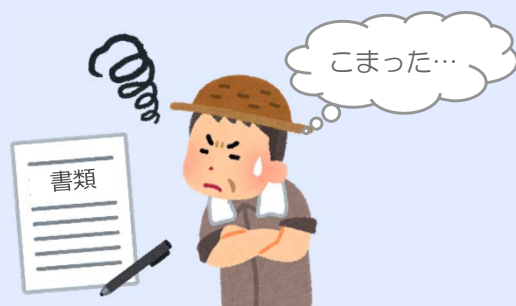
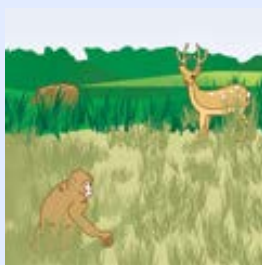
そのままでは共同活動が立ち行かなくなり、いずれ集落としての機能が失われてしまうかもしれません。

こうした状況を改善する手段の一つが、活動組織の広域化です。同じ問題を抱える近隣の集落等や活動組織が連携し、事務を集約して効率的に処理したり、各集落等がもつ人材や知識・経験を提供しあったりすることで組織力を強化し、活動を維持・発展させることが期待できます。

活動組織が抱える以下のような問題は、活動組織の広域化で解決できるかもしれません。今は問題として顕在化していなくても、数年後のことを考え不安がある場合には広域化を考えてみてはいかがでしょうか。

● 広域化で解決できる可能性のある集落・活動組織の諸問題

- ・ 共同活動を実施しようとしても、なかなか人が集まらない。
- ・ 組織のリーダーや役員のなり手がいない。
- ・ 組織内の特定の人物に事務処理等の負担が集中している。
- ・ 組織の運営体制の世代交代が進まない。
- ・ 集落の立地等条件の違いにより活動内容に不均衡が生じている。
- ・ 耕作放棄地対策や鳥獣害対策など、地域の新たな課題に対応するための活動を行いたい、知識がなくどうしたらいいのかわからない。
- ・ 学校教育や企業等と連携した活動を行いたい、きっかけや伝手がない。



2 広域化によるメリット

＜集落等・活動組織のメリット＞

組織の広域化により期待される集落等・活動組織のメリットとして、具体的には以下のようなものが挙げられます。

● 広域化による集落等・活動組織のメリット

＜活動の継続、新規実施＞

- ・単独では地域資源の保全管理が難しくなった集落を取り込み、集落間連携により活動を継続することが可能。
- ・これまで農地維持のみに取り組んでいた集落においても、資源向上などの新たな活動に取り組みやすくなる。
- ・未取組集落が新たに活動を開始したい場合、広域活動組織に取り込むことで、単独で設立する場合に比べて設立や申請に係る手続等の労力が少なく済む。

＜事務負担軽減や経費の合理化＞

- ・各集落等が個別に実施していた交付申請、活動報告、会計処理、工事の外注手続き、保険加入等の事務作業を事務局に集約することで、各集落の事務作業の負担を減らすことができ、構成員は活動に集中できる。
- ・事務委託や工事発注、資材や物品の購入等をまとめて行うことで、経費の節減が図られる。



＜地域における柔軟な交付金の活用＞

- ・施設の補修等を行う際に、老朽化が著しい施設や重要度が高い施設に予算を重点配分することが可能。
- ・自然災害等突発的な事象に対応する際に、交付金の弾力的な運用が可能。
- ・ごく小規模な集落でも、広域活動組織の大きなエリアの中で交付金の配分方法を工夫することで、必要な農地や施設の保全管理を行うことができる。
- ・資源向上支払交付金（長寿命化）において、交付額のメリット措置（上限設定の適用外）が受けられる。

＜活動及び地域の活性化＞

- ・集落間連携により、資機材、人材、技術力の融通を行うことで、活動を活性化することができる。
- ・単独ではハードルの高い学校教育や企業との連携による取組が進めやすくなる。
- ・農業基盤整備促進事業や農地耕作条件改善事業等、広域活動組織が事業実施主体となれる事業に取り組むことができる。
- ・安定した事務局体制により、他の支援施策が活用しやすくなる。
- ・集落間連携により、地域の農業振興や担い手育成等幅広い効果が期待できる。

3 広域化によるデメリット

広域化にはメリットばかりではありません。複数の組織が合併することや組織が大きくなることで、以下に挙げるようなデメリットが生じる可能性があることにも目を向ける必要があります。

広域化に向けた検討の中では、自分たちの地域ではどのようなデメリットが生じ得るのかを列挙し、それらをできるだけ小さくするためにはどのような方法があるのかを考えましょう。

● 広域化したことによって生じる可能性のあるデメリット

<広域活動組織設立時等の調整>

- ・ 従前の各組織で決めた交付金の使途や日当単価等のルールを広域活動組織で統一する必要が生じるなど、集落間の調整が必要になる。
- ・ 資源向上支払交付金（共同）において、補修する箇所が特定の集落に集中したり、環境保全活動に取り組む集落に限られるなど、集落によって取組が偏る場合があるため、統一的なルールづくりや、合意形成方法の工夫など、調整が必要となる場合がある。

<意思決定や意向反映の課題>

- ・ 小規模集落や山間部等条件不利地での活動に関する意見が広域活動組織の活動に反映されにくい。
- ・ 意思決定や集落間調整に時間を要するなど機動的な対応に支障が生じる。

<費用負担の課題>

- ・ 集落ごとに事務量が大幅に異なる場合など、事務経費にかかる費用の負担割合の問題が生じる。
- ・ 事務局を設置する場合、各集落等が作成した活動計画や活動報告の確認、市町村に提出する書類の整理及び作成、集落間の調整等の作業に係る運営経費が生じる。

<活動時の課題>

- ・ 広域活動組織傘下となることで、事務局任せになるなど参加集落の主体性が弱くなる場合がある。
- ・ 運営委員会の委員は、運営委員会の会合のほか各集落等の会合にも出席することになるほか、各集落の実績報告の確認や現地確認を行うなどの責任や負担が生じる。



Ⅲ 広域活動組織設立までの手順

推進主体が主として実施

1 推進主体による広域化推進の方向性の決定



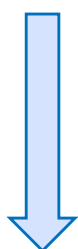
- ・広域化の推進主体（市町村、土地改良区等）は、地域における組織運営上の課題等を踏まえ、広域化の必要性等について検討を行い、広域化を推進することについて意向を固める。

2 推進主体による基本的な方針の検討



- ・推進主体は、広域活動組織の範囲や構成、組織の運営方針（交付金の運用方針、事務局体制）等の基本的な方針について検討を行い、取りまとめる。

3 広域化対象集落等への説明会



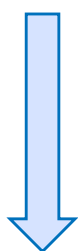
- ・推進主体は、広域化対象範囲の集落等や参加を呼びかける関係団体に対して広域化の基本的な方針の説明を行って意見を募る。
- ・さらに、ワークショップや先行して広域化を実現した地区の代表者を交えた勉強会など、広域化に関する意見交換を行う場を複数回を設け、関係者間の不安を解消しつつ、広域化に向けた機運を醸成する。
- ・各集落等の代表者は、集落内に説明し意見調整を行う。

4 集落等から広域活動組織への参加意向を確認



- ・推進主体は、広域化対象の集落等や関係団体から広域活動組織への参加の意向を確認する。

5 広域活動組織運営方針等の具体案の検討



- ・広域化対象の各集落の代表者及び事務担当者、関係団体の担当者、市町村等からなる広域化準備委員会（仮称）を立ち上げる。
- ・広域活動組織の運営方針（対象農用地、活動内容、組織構成と運営体制、交付金の運用方針、その他ルール）の具体案について検討を行う。
- ・検討結果を踏まえ、広域協定運営委員会規則、広域協定書、事業計画書の案を作成する。

6 各集落等への説明、参加同意の確認



- ・準備委員会での検討結果を各集落等の構成員に説明し、広域活動組織への参加同意を取りまとめる。
- ・各集落等の参加意向を踏まえ、対象農用地の確定、参加同意の最終確認を行う。

7 広域活動組織設立

- ・設立委員会または総会で、広域協定運営委員会の設置等について議決を得る。
- ・広域協定運営委員会を開催し、広域協定書や事業計画書等を決定の上、市町村長に広域協定書や事業計画書等を提出し、その認定を受ける。

運営委員会の委員となる予定者が主として実施

最近の事例では、対象集落への説明会を実施してから広域活動組織設立までに1年半前後の期間をかけている地区が多くなっています。